

## 第3期

# 苫前町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

苫前町・苫前町教育委員会



# 目 次

---

第1章 計画策定の概要.....	3
1 計画策定の背景.....	3
2 計画の位置付け.....	3
3 計画の期間.....	4
4 計画の策定体制.....	4
第2章 本町の子どもと家庭を取り巻く現状.....	5
1 人口の動向.....	5
2 子育て支援の状況.....	9
3 将来人口推計.....	10
4 「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」結果の概要.....	11
第3章 計画の基本的考え方.....	12
1 基本理念.....	12
2 基本視点.....	12
3 施策体系.....	13
第4章 事業計画.....	14
1 子ども・子育て支援サービスの概要.....	14
2 教育・保育提供区域の設定.....	16
3 施策の展開.....	17
基本的視点1 ニーズに対応した保育・教育等の確保.....	17
《教育・保育等》.....	17
(1) 幼児期の教育・保育.....	17
《地域子ども・子育て支援事業》.....	19
(1) 時間外保育事業(延長保育事業).....	19
(2) 一時預かり事業.....	20
(3) 病児・病後児保育事業.....	21

(4) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	21
(5) こども誰でも通園制度	21
基本的視点2 子どもの放課後等の居場所づくり	22
《地域子ども・子育て支援事業》	22
(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	22
(2) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	22
(3) 児童育成支援拠点事業	22
基本的視点3 子育てを支援する切れ目のない取り組み	23
《地域子ども・子育て支援事業》	23
(1) 子育て短期支援事業	23
(2) 地域子育て支援拠点事業	23
(3) 親子関係形成支援事業	24
(4) 利用者支援事業	24
(5) 乳児家庭全戸訪問事業	24
(6) 養育支援訪問事業	25
(7) 子育て世帯訪問支援事業	25
(8) 妊婦健康診査事業	25
(9) 産後ケア事業	26
(10) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	26
(11) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	26
《幼児期の教育・保育の一体的提供》	26
《子育てのための施設等利用給付の円滑な実施》	27
《子育て支援施策の充実を図るための関連施策》	27
(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	27
(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	27
(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立支援	27
(4) 子育て世帯への経済的負担軽減	28
(5) 子どもの貧困対策に関する施策	28
(6) ヤングケアラー対策に関する施策	29
第5章 計画の推進と進捗管理	31
1 計画の推進体制	31
2 関係機関・団体との連携	31
3 計画の進捗管理	32

# 第1章 計画策定の概要

## 1 計画策定の背景

近年、我が国は出生数の減少が続いています。このような少子化や社会構造の規範の変化等もあり、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は変化し続けており、子ども・子育てをめぐる課題も複雑化・多様化しています。

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保及び地域における子ども・子育て支援の充実が図られています。

また、令和5年4月に『こどもまんなか社会』の実現に向けた司令塔としてこども家庭庁が創設され、同時に「こども基本法」が施行されました。こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することとされています。更に同年12月には、こども基本法に基づく「こども大綱」が閣議決定され、こども施策に関する重要事項その他必要な事項が定められました。

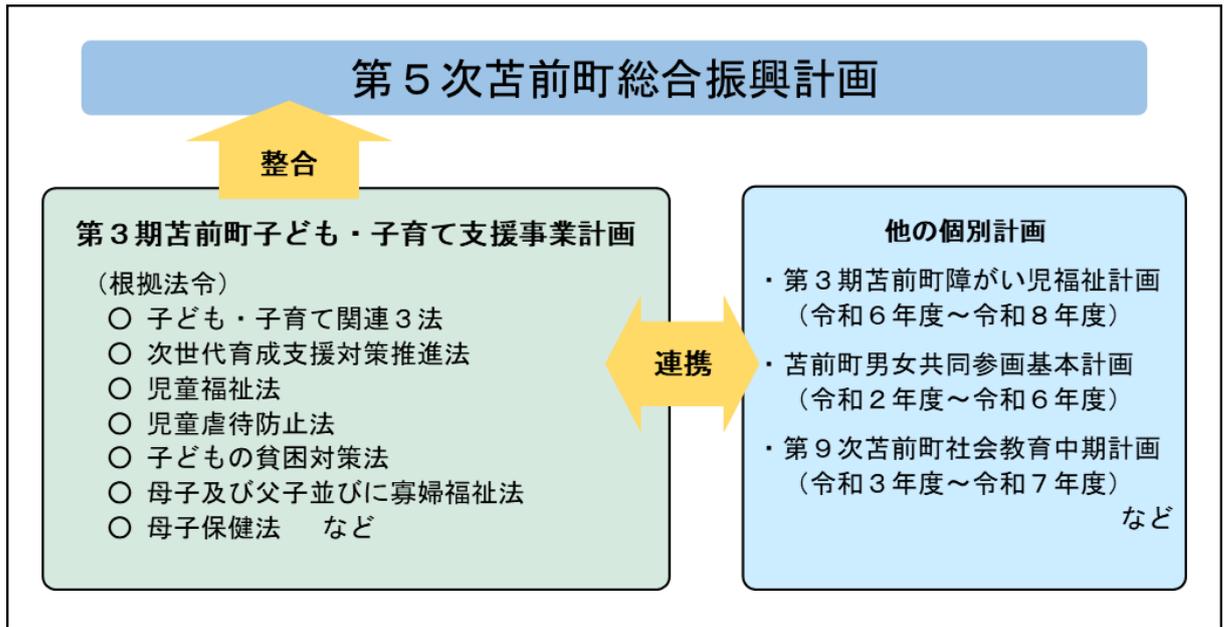
本町では、子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえて、平成27年に「苫前町子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年に「第2期苫前町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、児童福祉や母子保健等の子ども子育て支援を推進してきました。

このたび、「第2期苫前町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了することから、「苫前町子ども子育て条例」のもと、「第3期苫前町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

## 2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村子どもの貧困対策計画」であり、これらの内容に基づき、教育・保育及び地域・子ども子育て支援事業の提供体制の確保内容及び実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めた計画です。

また、上位計画である総合計画の実現を目指した子育て分野の具体的計画であるため、他の関連計画との整合・連携を図りながら、施策を推進していきます。



### 3 計画の期間

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

ただし、社会状況の変化や関連制度・法令の改正、施策の推進状況等を踏まえ、必要に応じて見直します。

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
計画期間	第2期子ども・子育て支援事業計画					第3期子ども・子育て支援事業計画				

### 4 計画の策定体制

#### (1) アンケート調査の実施

本町に居住する保護者を対象にアンケート調査を実施し、日々の生活の中での子ども・子育て支援に関する意見や要望を尋ね、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としました。

#### (2) 国・道との連携

計画策定にあたっては、国や道の示す考え方や方向性等、整合性を確保しながら策定しています。

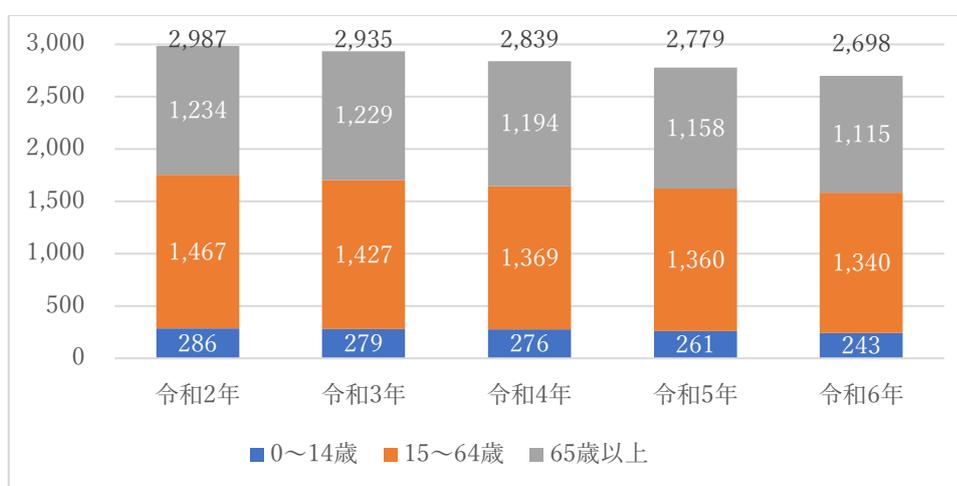
## 第2章 本町の子どもと家庭を取り巻く現状

### 1 人口の動向

#### (1) 町の人口推移

本町の総人口をみると、令和6年3月31日現在は2,698人となっており、令和2年から289人の減少となっています。

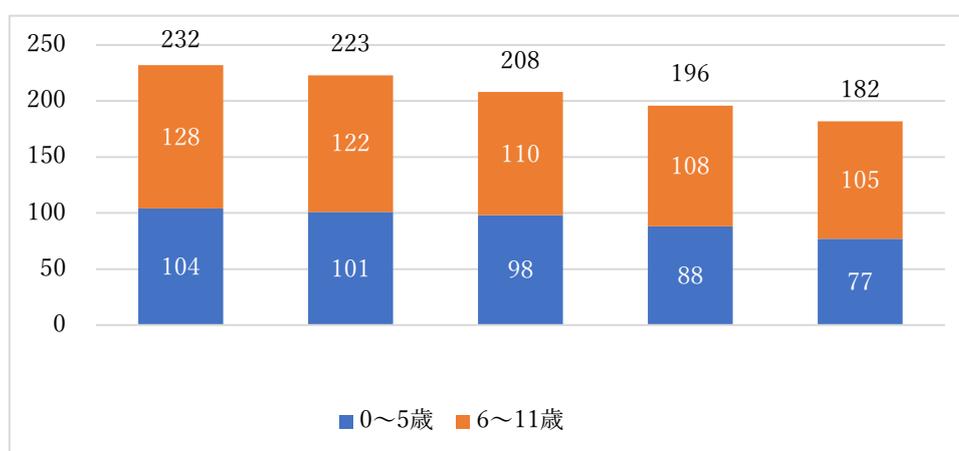
年齢区分ごとの人口推移



資料：住民基本台帳

小学生以下の児童人口に関しては、就学前、小学生ともに、年度ごとの増減はあるものの、年々減少傾向で推移しています。

小学校以下児童の人口推移



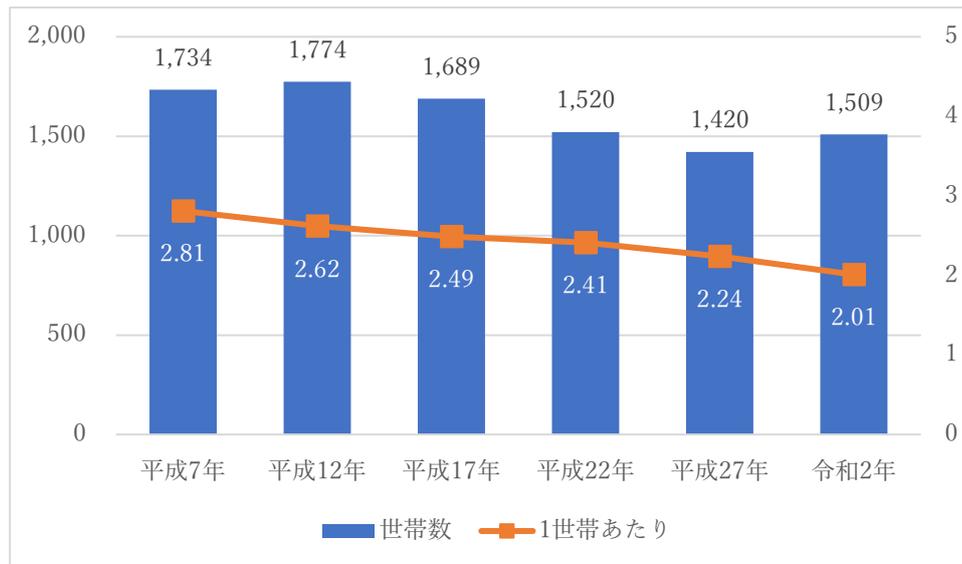
資料：住民基本台帳

## (2) 世帯の推移

国勢調査による苫前町の世帯数は、年度ごとの増減はあるものの、年々減少傾向で推移しています。

また、1世帯あたりの人員は、平成7年の2.81人から令和2年の2.01人と減少しており、核家族化の進行が顕著に見られます。

世帯数と一世帯あたりの人員数の推移

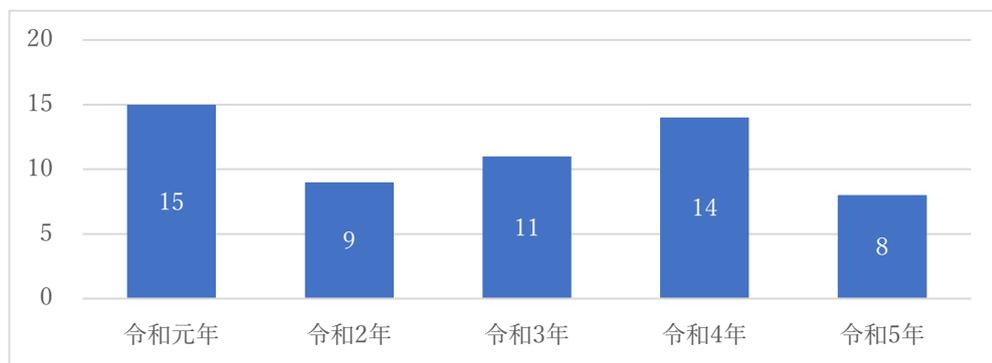


資料：国勢調査

## (3) 出生数の推移

本町における令和元年以降の出生数で最も多かったのは、令和元年の15人で、最も少なかったのは令和5年の8人となっています。

出生数の推移



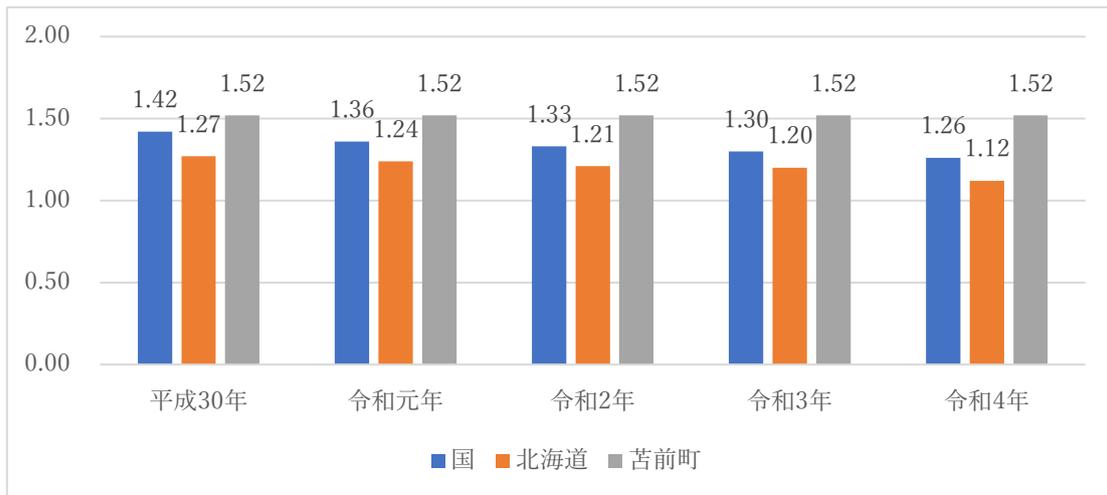
資料：人口動態統計

#### (4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、「15～49歳までの女性」の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当するとされ、女性人口の年齢構成の違いを除いた指標として、年次比較、地域比較に用いられています。

苫前町の合計出生率（平成30年～令和4年）は、国や道と比較して高い水準となっています。

合計特殊出生率の推移

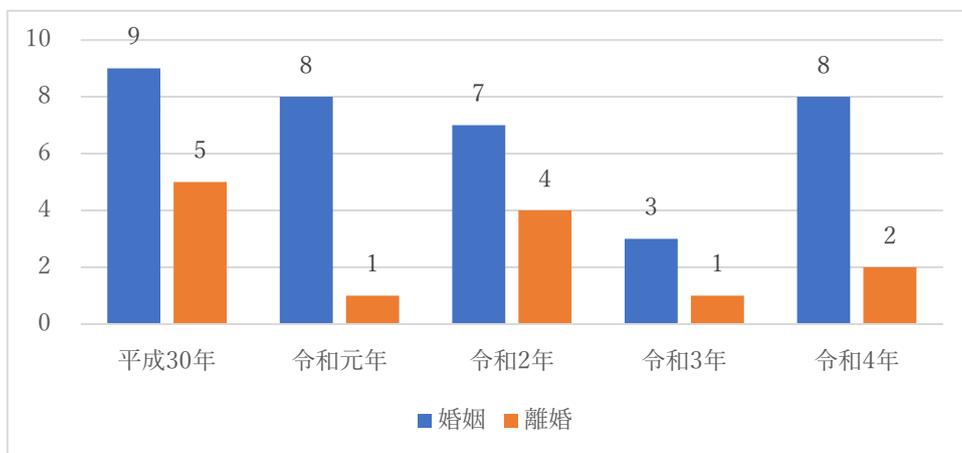


資料：人口動態統計

#### (5) 婚姻数・離婚件数の推移

婚姻については、平成30年が9件と最も多く、令和3年が3件と最も少なくなっています。また、離婚については、平成30年が5件と最も多く、平成元年と令和3年が1件と最も少なくなっています。

婚姻数・離婚件数の推移

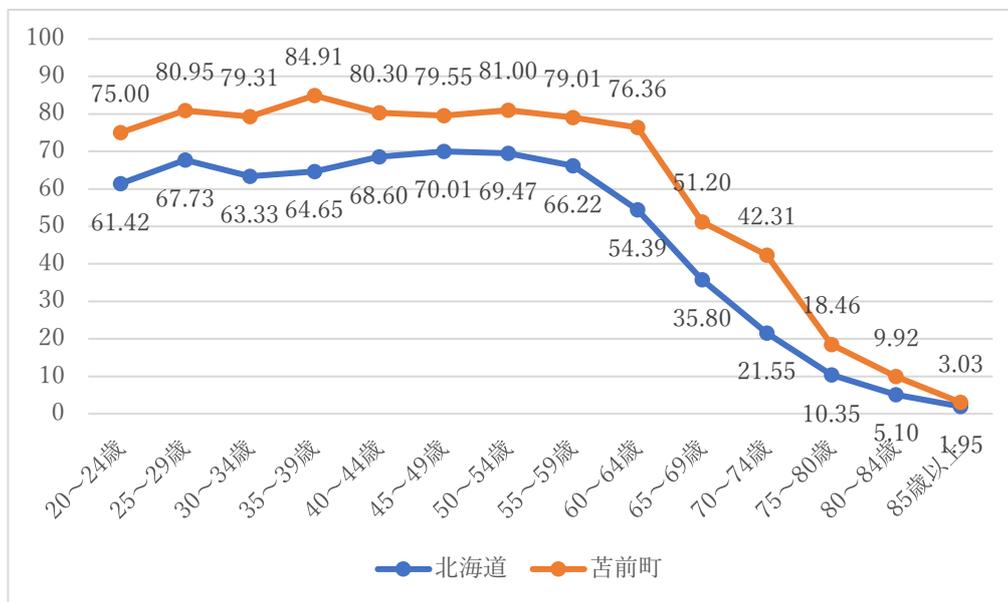


資料：人口動態統計

## (6) 年齢区分別女性の労働力率の推移

令和2年の女性の年齢別労働力率をみると、すべての年齢層で道よりも割合が高くなっています。

### 年齢区分別女性の労働力率の推移



資料：令和2年国勢調査

## 2 子育て支援の状況

### (1) 認定こども園の状況

認定こども園利用者数は、令和2年の82人から令和6年の59人と近年急激に減少しています。

認定こども園利用者の推移（各年5月1日現在）

施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年度定員
認定苦前こども園	42	41	41	39	32	50
認定古丹別こども園	40	40	35	30	27	35
合計	82	81	76	69	59	85

### (2) 放課後児童クラブ利用者数の推移

放課後児童クラブは、苦前・古丹別両地区で実施されており、利用者数は年によってバラつきはありますが、減少傾向にあります。

放課後児童クラブ利用者数の推移（各年5月1日現在）

施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
苦前放課後こどもセンター	30	28	32	27	22
古丹別放課後児童のんびりクラブ	13	7	9	12	14
合計	43	35	41	39	36

### 3 将来人口推計

令和2年から令和6年の各年3月末現在の住民基本台帳登録数を基に、令和7年から令和11年までの人口を、コーホート変化率法により推計しました。

推計の結果、総人口、年少人口ともに、減少傾向にあり、計画最終年の令和11年には総人口が2,237人、年少人口が240人と見込まれています。

(単位：人)

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年少人口(0～14歳)	256	256	247	247	240
未就学児(0～5歳)	107	107	100	100	96
小学生(6～11歳)	104	104	102	102	102
中学生(12～14歳)	45	45	45	45	42
生産年齢人口(15～64歳)	1,225	1,189	1,137	1,117	1,049
老年人口(65歳以上)	1,060	1,035	1,007	991	948
総人口	2,541	2,480	2,391	2,355	2,237

#### ※コーホート変化率法

各コーホート(同年または同期間)の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

## 4 「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」結果の概要

### (1) 調査の目的

本調査は、「苫前町子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、保護者の子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望のほか、要望・意見等を把握し、子育て支援施策を進めていくための基礎資料として実施しました。

### (2) 調査期間

令和6年5月22日～6月28日

### (3) 調査対象者及び回収状況

項目	就学前児童の保護者	小学生の保護者
調査対象	令和6年5月1日現在、町内に在住する未就学児童の保護者	令和6年5月1日現在、町内に在住する小学生の保護者
調査方法	認定子ども園経由又は直接郵送による調査	小学校経由による調査

### (4) 調査票の設計

国が示した「子ども・子育て支援ニーズ調査票」を基に、本町が必要と判断した設問を加えて作成しました。

### (5) 調査結果概要

概要版のとおり

# 第3章 計画の基本的考え方

## 1 基本理念

第2期計画では、市政の最上位計画である「苫前町総合計画」との整合性を図るため、総合計画の大綱の一つである「未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくり」を踏まえ、「子育て家庭への支援」、「子どもが健やかに育つ環境の整備」を重点に取り組みを推進してきました。

本計画においては、令和5年に閣議決定された「こども大綱」が目指す「こどもまんなか社会」の視点も勘案し、子どもにとって最善の利益を第一に考えながら、保護者が子育ての意義を理解し、喜びを感じながら子育てができ、また、地域ぐるみで子育てを支え、すべての子どもが心身ともに健やかに成長することができるまちを目指し、次の基本理念を掲げます。

**地域みんなで子育てを支えあうまち とままえ**

## 2 基本視点

本計画では、基本理念や国の基本指針等を踏まえ、次の3つの基本的視点をもって、子ども・子育て支援施策を推進します。

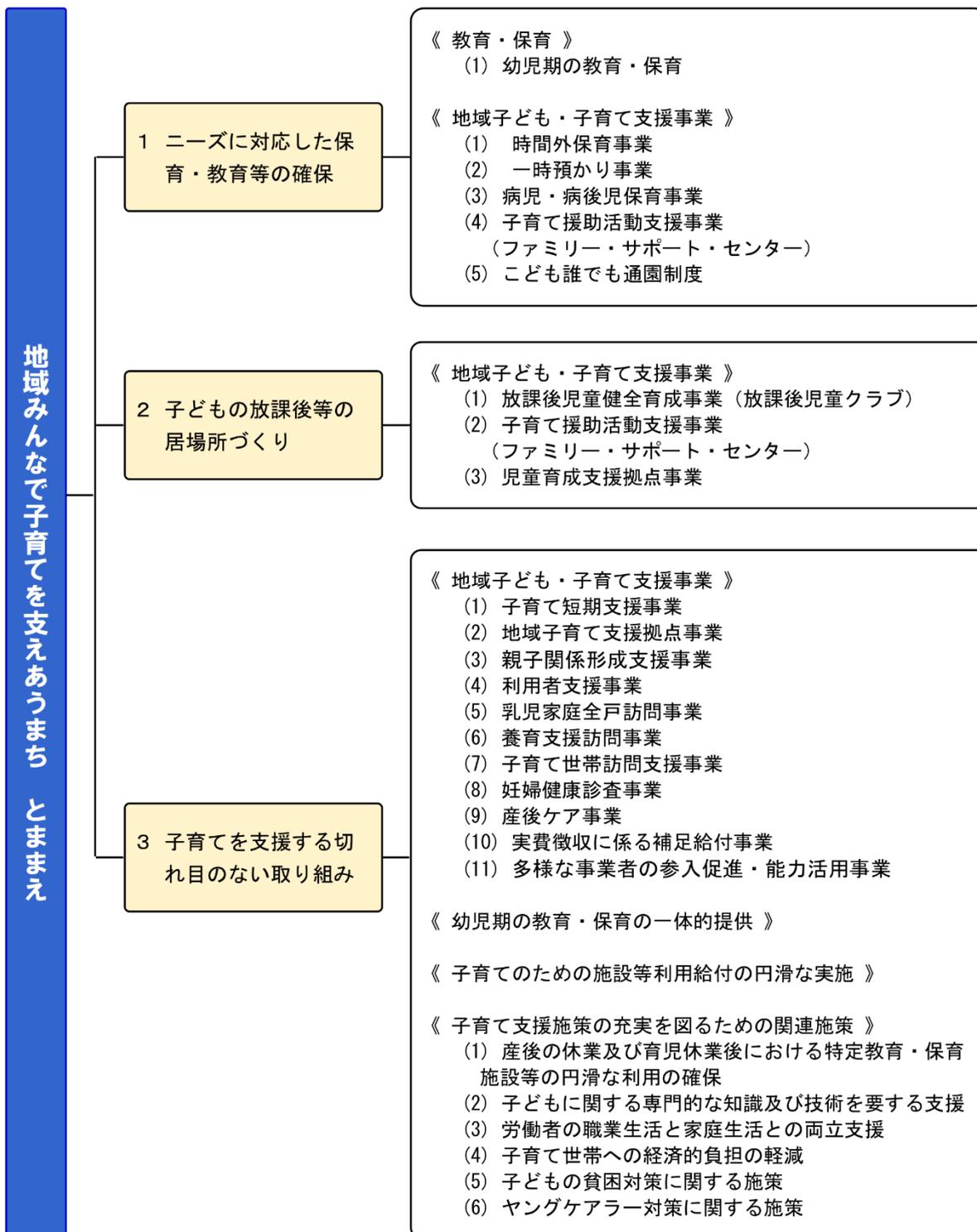
- 1 ニーズに対応した保育・教育等の確保
- 2 子どもの放課後の居場所づくり
- 3 子育てを支援する切れ目のない取り組み

### 3 施策体系

[基本理念]

[基本的視点]

[個別事業・取り組み]



## 第4章 事業計画

### 1 子ども・子育て支援サービスの概要

幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法が平成24年8月に公布され、平成27年4月から新たな子育て支援の仕組みが施行されています。

#### (1) 施設型給付と地域型保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所への「施設型給付」と小規模保育事業等への「地域型保育給付」が創設され、従来、別々に行われていた財政支援の仕組みが共通化されました。

施設型給付	○認定こども園（幼保連携型／幼稚園型／保育所型／地方裁量型） ○幼稚園 ○保育所
地域型保育給付	○小規模保育 ○家庭的保育 ○居宅訪問型保育 ○事業所内保育

#### (2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業等の13の事業が「地域子ども・子育て支援事業」として法定化され、各市町村が地域の実情に応じて推進していくこととされています。

その後、関係法令の改正により、地域子ども・子育て支援事業として新たな事業が創設されています（令和7年3月末現在、未施行あり）。

○母子保健法（令和元年一部改正、令和3年4月施行）

「産後ケア事業」

○児童福祉法（令和4年一部改正、令和6年4月施行）

「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」

○子ども・子育て支援法（令和6年一部改正、令和8年4月施行）

「乳児等通園支援（こども誰でも通園制度）」

事業の名称

- ① 利用者支援事業  
(基本型／特定型／子ども家庭センター型／妊婦等包括相談支援事業型)
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦健康診査
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)
- ⑤ 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 時間外保育事業 (延長保育事業)
- ⑩ 病児・病後児保育事業
- ⑪ 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑭ 産後ケア事業 【新規】
- ⑮ 子育て世帯訪問支援事業 【新規】
- ⑯ 児童育成支援拠点事業 【新規】
- ⑰ 親子関係形成支援事業 【新規】
- ⑱ 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) 【新規】

## 2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方は、以下のとおりです。

### (1) 教育・保育提供区域の考え方

- ① 地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものであること。
- ② 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- ③ 地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

### (2) 教育・保育提供区域を設定するにあたっての留意事項

ポイント1 事業量の調整単位として適切か	ポイント2 事業の利用実態を反映しているか
●児童数や面積の規模	●保護者の移動状況を踏まえているか
●区域ごとに事業量の見込みが可能か	●区域内で事業のあっせんが可能か
●区域ごとに確保策を打ち出せるか	●現在の事業の考え方と合っているか

### (3) 本町の教育・保育提供区域について

第2期計画と同様に、町全体を1つの教育・保育提供区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、必要なサービスの提供を推進します。

### (4) 提供区域設定の主な理由

- ① 認定こども園については、自宅に近いという理由のほか、保護者の通勤経路等から選択することが考えられ、複数の区域を設定した場合、自宅のある地域と利用する認定こども園が一致しない場合が予想されます。
- ② 区域を複数設けた場合、保護者が利用できる施設・事業が周辺にない場合があり、区域をまたいで利用する際の手続き等が生じ、利用者・事業所・行政すべてに負担が発生します。

### 3 施策の展開

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保策」を定めることとしています。

本町では、町全体を1つの教育・保育提供区域とし、利用の実績やニーズ調査の結果等に基づいて事業ごとに「量の見込み」や「確保策」をまとめました。

#### 基本的視点1 ニーズに対応した保育・教育等の確保

##### 《教育・保育等》

##### (1) 幼児期の教育・保育

保護者の代わりに就学前の子どもの保育・教育を担う施設として、以下の事業が位置付けられています。それぞれの事業の内容は、次の表に示すとおりです。

教育・保育施設	認定こども園	保育園・幼稚園の機能を併せ持つ施設
	幼稚園	すべての3～5歳児を対象とし、幼児教育を行う施設
	保育所	就労等、保護者の事情により保育を必要とする0～5歳児を対象に、家庭に代わって保育を行う施設
地域型保育事業	小規模保育	比較的小規模（6～19人）で、保育士や研修修了者等により保育を実施する施設
	家庭的保育	少人数（5人以下）を対象に、保育士や研修修了者等である家庭的保育者の居宅等により保育を実施する事業
	居宅訪問型保育	訪問先の居宅において1対1を基本として保育を提供する事業
	事業所内保育	企業が、主として人材確保のため、従業員への仕事と子育ての両立支援策の一環として設置し、従業員への保育を行う施設

##### (認定区分)

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。認定は次の6つの区分で、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

認定区分		対象となる子ども	主な施設・事業
教育・保育給付	1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の小学校就学前の子ども（2号認定を除く）	認定こども園、幼稚園
	2号認定 (3歳以上保育認定)	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた小学校就学前の子ども	認定こども園、認可保育所
	3号認定 (3歳未満保育認定)	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	認定こども園、認可保育所、地域型保育事業
施設等利用給付	新1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	私学助成幼稚園等
	新2号認定 (3歳以上保育認定)	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、保護者の就労や疾病等により、家庭での保育が困難な子ども	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業等
	新3号認定 (3歳未満保育認定)	満3歳未満の子どもで、保護者の就労や疾病等により、家庭での保育が困難な子どものうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税非課税世帯であるもの	

### ① 保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）

認可保育所・地域型保育施設は、保護者が仕事や病気等の理由で、0歳～小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

### 【量の見込み】

(年・実人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A. ニーズ量の見込み	51	39	30	35	35
2号認定	35	25	25	25	25
3号認定（0歳）	1	0	0	0	0
3号認定（1歳）	8	7	3	5	5
3号認定（2歳）	7	7	2	5	5
B. 確保提供数	59	59	59	59	59
2号認定	42	42	42	42	42
3号認定（0歳）	2	2	2	2	2
3号認定（1歳）	8	8	8	8	8
3号認定（2歳）	7	7	7	7	7
3号認定(地域型保育)	0	0	0	0	0
差異（B-A）	8	20	29	24	24

### 【確保の方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和7～11年度の計画期間において、すべての認定区分でニーズ量を満たす確保提供数を確保できています。

### ② 特定教育施設（幼稚園・認定こども園）

幼稚園は、保護者の就労状況にかかわらず、3歳から入園でき年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

### 【量の見込み】

(年・実人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A. ニーズ量の見込み	5	5	5	5	5
B. 確保提供数	6	6	6	6	6
差異 (A-B)	1	1	1	1	1

### 【確保の方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和7～11年度の計画期間において、ニーズ量と同等の確保提供数を確保できていることから、確保提供数での対応が可能です。

## 《地域子ども・子育て支援事業》

### (1) 時間外保育事業（延長保育事業）

認可保育所において、通常の利用時間に加えて延長して保育を実施する事業です。現在、本町では希望があれば18時までの預かり保育を行っています。

### 【量の見込み】

(年・実人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3	3	3	3	3

### 【確保の方策】

本事業は、ニーズ調査による利用の意向があるものの、18時以降の利用希望がないこ

とから、現状に引き続き実施することとし、11時間を超える保育については、今後必要となることも想定できるため、事業の展開について検討していきます。

## (2) 一時預かり事業

### ① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

現在、本町では実施していません。

#### 【量の見込み】

(年・延人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	8	10	11	11	11
1号認定	8	10	11	11	11
2号認定	0	0	0	0	0

※国が示す手引きにより、ニーズ調査から利用意向率を算出し、推計児童数をかけ合わせて推定

#### 【確保の方策】

町外の施設も含め、受入可能施設において事業の展開について検討していきます。

### ② 幼稚園における在園児以外を対象とした一時預かり（一時預かり事業）

病気やけが、冠婚葬祭等、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について保育所等で一時的に預かる事業です。

現在、本町では実施していません。

#### 【量の見込み】

(年・延人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	172	183	194	190	183

※国が示す手引きにより、ニーズ調査から利用意向率を算出し、推計児童数をかけ合わせて推定

#### 【確保の方策】

前回のニーズ調査と比較し、大幅なニーズ減少があったものの、一定の利用の希望があることを踏まえ、事業の展開について検討していきます。

### (3) 病児・病後児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

本町には該当施設がないため、実施していません。

#### 【量の見込み】

(年・延人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	47	44	44	42	51

※国が示す手引きにより、ニーズ調査から利用意向率を算出し、推計児童数をかけ合わせて推定

#### 【確保の方策】

前回のニーズ調査と比較し、ニーズの増加があったものの、本町では事業展開するための一定要件を満たすことが困難であることから、実施・検討の予定はありません。

### (4) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本町には該当施設がないため、実施していません。

#### 【確保の方策】

本事業は、苫前町では実施していませんが、今後情報収集を行い検討していきます。

### (5) こども誰でも通園制度

普段、保育所や幼稚園等を利用していない未就学園児を、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、保育所等で定期的に預かる事業です。

#### 【確保の方策】

令和8年度から実施を予定しており、今後情報収集を行い対応について検討していきます。

## 基本的視点2 子どもの放課後等の居場所づくり

### 《地域子ども・子育て支援事業》

#### (1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

#### 【量の見込み】

(年・実人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A. ニーズ量の見込み	46	43	43	43	44
低学年（1～3年）	27	24	20	18	21
1年生	8	6	6	6	8
2年生	10	8	6	6	6
3年生	9	10	8	6	7
高学年（4～6年）	19	19	23	25	23
4年生	5	9	10	8	6
5年生	5	5	8	9	8
6年生	9	5	5	8	9
B. 確保提供数	50	50	50	50	50
差異（B－A）	4	7	7	7	6

#### 【確保の方策】

今後も継続して事業の展開を行います。

#### (2) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【再掲】 P21参照

#### (3) 児童育成支援拠点事業

家庭や学校に居場所のない児童等に居場所となる場所を開設し、生活習慣の形成、学習サポート、食事の提供等の支援を行う事業です。現在、本町では実施していません。

**【確保の方策】**

本事業は、苫前町では実施していませんが、今後情報収集を行い検討していきます。

**基本的視点3 子育てを支援する切れ目のない取り組み**

---

《地域子ども・子育て支援事業》

(1) 子育て短期支援事業

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

本町には該当施設がないため、実施していません。

**【確保の方策】**

本事業は、苫前町では実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望もないことから、実施・検討の予定はありません。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所（苫前・古丹別各地域子育て支援センター）を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

**【量の見込み】**

(月・延人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数	36	34	32	30	28
実施箇所数（箇所）	2	2	2	2	2

**【確保の方策】**

今後も継続して事業の展開を行います。

### (3) 親子関係形成支援事業

子育てに悩みや不安を抱える保護者等に、講義やグループワーク等を通じ、相互の悩みや不安を相談・共有、情報交換ができる場を設け、親子間の適切な関係性の構築支援を行う事業です。

#### 【確保の方策】

本事業は、苫前町では実施していませんが、今後情報収集を行い検討していきます。

### (4) 利用者支援事業

利用者支援事業は、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

#### 【確保の方策】

本町では、教育委員会子ども教育課や保健福祉課が認定こども園や幼稚園の入園の相談を始め、子育てに関する相談や受付、情報提供・支援を行っています。

本計画期間中に、こども家庭センターを設置し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、また、こどもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供する体制を構築していきます。本事業については、引き続き担当課による対応を行います。

### (5) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

#### 【量の見込み】

(月・実人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
訪問数	10	10	10	10	10

#### 【確保の方策】

今後も継続して事業の展開を行います。

## (6) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

### 【量の見込み】

(年・実人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
訪問数	7	7	7	7	7

### 【確保の方策】

今後も継続して事業の展開を行います。

## (7) 子育て世帯訪問支援事業

家事や育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭へヘルパーが訪問し、家事支援する事業です。

現在、本町では実施していません。

### 【確保の方策】

本事業は、苫前町では実施していませんが、今後情報収集を行い検討していきます。

## (8) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

### 【量の見込み】

(年・実人数／延回数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
受診者数	10	10	10	10	10
受診件数	140	140	140	140	140

### 【確保の方策】

母子健康手帳を交付したすべての妊婦に対し、適切な時期に必要な検査を受けられるよう健診の受診を奨励します。

## (9) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。

### 【確保の方策】

産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない母親及び乳児を対象として、助産師と連携して事業を継続して展開していきます。

## (10) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

現在、本町では実施していません。

### 【確保の方策】

国の動向に応じて、実施を検討していきます。

## (11) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

現在、本町では実施していません。

### 【確保の方策】

現在の特定教育・保育施設により、必要な定員を確保できていることから、積極的な民間事業者への参入促進の必要性は低いと考えられます。

今後は事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開することとします。

## 《幼児期の教育・保育の一体的提供》

幼児期の教育・保育は、子どもの人格を形成するうえで基礎となる重要なものです。

子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育の提供を行うことを目的とし、教育・保育の一体的提供を推進します。

認定こども園では、各年齢や発達にあわせ、幼児期に望ましい生活習慣や様々な体験が得られるような保育を提供するため、職員の資質向上や環境整備を図っていきます。

また、幼保小の円滑な連携を推進するための架け橋プログラムとして、幼児教育・保育から学校教育への円滑な移行を図るため、小学校と連携した学校見学等により交流を図るとともに、認定こども園・幼稚園及び小学校職員の交流等を通じてその連携を強化します。

## 《子育てのための施設等利用給付の円滑な実施》

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化にともない新設された「子育てのための施設等利用給付制度」において、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、適切な給付を行うため、町内の教育・保育施設等と連携し適切な方法により給付を行っていきます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、道と連携した対応を行うなど、円滑な実施の確保に向けた取り組みを進めます。

## 《子育て支援施策の充実を図るための関連施策》

### (1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

育児休業満了時（原則1歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、必要な支援を行います。

### (2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

道が行う施策との連携を図り、本町の実情に応じて、次に掲げる施策を推進していきます。

- ① 児童虐待防止対策の充実
- ② 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- ③ 障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実

### (3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立支援

道や地域の事業所、労働者団体等、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、仕

事と生活の調和の実現のための働き方の見直しや、仕事と子育ての両立のための基盤整備等、地域の実情に応じた取り組みを進めます。

#### (4) 子育て世帯への経済的負担軽減

##### ① 高校生までの医療費助成

高校生世代までのすべての子どもの医療費を助成し実質無償としています。保護者が医療費を気にすることなく、子どもが必要な時に適切な医療が受けられるよう、引き続き助成を継続していきます。

##### ② 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月1日から、国が定める3～5歳児だけでなく、苫前町独自で0～2歳児の保育料も無償としています。保護者の経済負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めていきます。

##### ③ 学校給食の無償化

令和5年7月から、小中学校における児童生徒の学校給食費を無償化しています。地場産品を積極的に活用した安心安全な給食を提供し、子どもの心身の健やかな発達を支援していきます。

##### ④ 副教材費の公費負担

小中学校で児童生徒が使用する教科書以外の副教材（テストやドリル等）は、現状で多くが保護者負担となっていますが、令和7年度からこれらの副教材費を公費負担とし、子どもの学びの機会の保障・充実を目指します。

#### (5) 子どもの貧困対策に関する施策

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ります。

##### ① 早期発見のための取り組み強化

貧困の問題は、困窮者自らが窮状を訴えることがなく、見えにくい状況にあることが、問題を深刻化していく一因となっています。そのため、早い段階で発見し迅速な支援をすることが大変重要です。貧困状況にある家庭に、支援の手が差し伸べられるよう関係機関と連携及び情報共有を行い早期発見に努めます。

##### ② 教育支援の充実

育った環境により受けられる教育に差が生じ、教育の差により将来の選択肢が狭

められることがないよう、児童・生徒の学力向上の促進や学習の機会が不足しないための各種制度や支援等の実施を推進するとともに、子どもたちが学校のことで悩みを抱え込まないよう、相談支援の充実を図ります。また、子どもを取り巻く課題が多様化・複雑化する中で、より地域の実情に合わせたきめ細かい支援ができるよう、地域と協働して子育て・教育支援を実施します。

### ③ 生活支援の充実

子どもの生活は、保護者の生活状況に大きく左右されるとともに、子どもの頃に定着した生活習慣は大人になっても根付いたままであることが多いため、保護者の健全な生活習慣の確立や安定した生活を送るための自立支援を行い、家庭ごとの実情に応じた生活環境改善を支援します。また、保護者が就労等で家を空ける時間が長い家庭に対して、子どもが安心して過ごせる場の確保・提供に努めます。さらに、子ども自身が自立した生活を送ることができるよう、就労の機会提供や情報提供等を行うとともに、就労に対する悩みや不安の解消に努めます。

### ④ 保護者に対する就労支援の充実

生活が困窮した状態から抜け出し、子どもの安定した生活環境を確保するためには、保護者の就労による安定的な収入の確保が求められます。そのため、保護者が就労を継続しやすいよう環境を整えるとともに、就職につながる能力開発への支援や就職に関わる相談支援を提供します。

### ⑤ 経済的支援の充実

ひとり親家庭など生活が困難な世帯を支援するため、経済的支援を行うとともに、各種制度の適切な情報提供に努めます。

### ⑥ 支援体制の整備

生活が困難な世帯は、一見しただけでは把握が困難であり、また、課題を抱えている世帯が周囲の目を気にして支援を求めないこともあることから、適切な支援に結びつかないことも多くあります。そのため、保育・教育機関をはじめ、地域や専門的機関等、子どもに関わる様々な関係機関の連携等による継続的な支援体制の整備・強化を図ります。

## (6) ヤングケアラー対策に関する施策

### ① 周知・啓発

子どもが家族の介護や看護、日常生活上の世話等を担う背景には、核家族化や共働き世帯の増加、家庭の経済状況の変化など様々な要因が考えられます。こうした中で、子どもが家事や家族の世話等の責任を負うことにより、その成長や教育に影響を及ぼす可能性があり、支援が必要な場合であっても対外的に相談できず、悩みや不安

を抱えてしまうことも懸念されます。

そのため、子どもはもちろん、保護者や周囲の関係者、地域住民がヤングケアラーについて理解を深め、子どもが担っている家事や家族の世話などの負担に気づき、必要な支援につなげていくため、ヤングケアラーに関する住民の認知度を高め、広報・啓発活動を展開し、幅広く普及啓発に取り組みます。

## ② 早期発見・把握

ヤングケアラーは、家庭内での問題であることや、本人や家族にその自覚がないなどの理由から、表面化しにくい構造になっています。適切な支援につなげるためには、福祉や介護、医療、教育等に関わる関係機関等が連携し、ヤングケアラーを早期に発見することが求められています。

そのため、日頃からの子どもに対する観察や保護者との面談、保護者が学校に関わる様々な行事など教職員が子どもや保護者と接する機会の中で、家庭が抱えている困難な状況に気づき、必要に応じて支援につなげられるよう関係機関等との連携を図ります。

あわせて、関係機関等に対する研修を通じてヤングケアラーに対する理解の促進を図ります。また、ヤングケアラーに関する相談対応を行う窓口については、関係部署や関係機関、関係団体等と連携を図りながら、ヤングケアラーが抱える悩みを相談しやすい体制づくりを進めます。

## ③ 支援体制の充実

ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない過度の責任を負うことで、勉強や部活の時間、友人と楽しむ時間などの子どもらしい時間を過ごすことが困難になる可能性があります。学業や友人関係に影響が生じるなど子どもの育ちや教育に影響を及ぼさないよう、適切な支援につなげることが必要です。

そのため、ヤングケアラー本人の意向を尊重しながら、家庭の状況に応じた適切なサービスにつなげられるよう、福祉や介護、医療、教育等の関係部署が連携し、ヤングケアラーへの支援体制の整備を図ります。

# 第5章 計画の推進と進捗管理

## 1 計画の推進体制

子ども・子育てに関わる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健・医療・福祉・教育・労働等、様々な分野にわたるため、関係部局と連携・調整を図りながら本計画の各種施策を推進します。

また、認定こども園や幼稚園等の教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校やPTA、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の関係機関・団体、また、町内会等の地域組織と適切な役割分担のもとで連携を強化し、子ども・子育て支援法の理念に基づき、地域ぐるみで子育て支援の推進を図ります。

## 2 関係機関・団体との連携

### (1) 町内における関係者の連携と協働

教育・保育施設である認定こども園は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが重要となることから、円滑な連携が可能となるよう、積極的に関与していきます。

### (2) 近隣市町村との連携と協働

子ども・子育て支援の実施にあたり、地域の資源を有効に活用するため、必要に応じて近隣市町村と連携、共同して事業を実施する等の広域的取り組みを推進することが必要となります。

そのため、住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業等、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていきます。

### (3) 国・道との連携、関係部局間の連携と協働

子ども・子育て支援施策は、児童手当や子育てのための施設等利用給付等、国や道の制度に基づいて実施を行うものや、近隣自治体や関係機関等との連携を必要とする事業が

多くあります。

また、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するためには、関係機関との連携及び協働が不可欠であることから、子育て支援に関係するすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う関係課との密接な連携を図るなど、総合的な体制のもとに子ども・子育て支援を推進することを目指します。

### 3 計画の進捗管理

計画の進捗管理については、PDCAサイクルを踏まえて点検・評価を行い、進捗状況の把握を行います。

また、必要に応じて本計画の見直しや改善を行います。



## 第3期苫前町子ども・子育て支援事業計画

---

発行日 令和7年3月

発行者 苫前町教育委員会子ども教育課

住 所 〒078-3792 北海道苫前郡苫前町字旭37-1

TEL 0164-64-2384

URL <http://www.town.tomamae.lg.jp/>